

日本学生支援機構

貸与奨学金

採用時説明資料



1.奨学生証

- 2.貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)
- 3.返還誓約書 (兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

●保証依頼書・保証料支払依頼書

【機関保証制度選択者のみ】

※「貸与奨学生のしおり(全体版)」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。必ず確認するようにしてください。



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html



- 貸与奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 返還誓約書の作成方法





貸与奨学生のしおり (全体版)・(後払い制度版)4ページ

- (1) 奨学金制度について、十分に理解して ください。
- (2)学校から奨学金の説明を受け、貸与中の 手続きなど、学校の指示を守ってください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って、 勉学に励んでください。



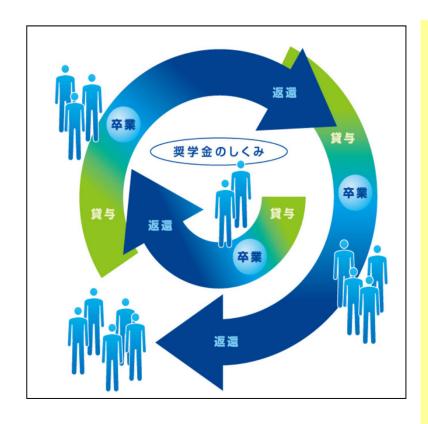
知ってほしいこと

1. 奨学金制度





貸与奨学生のしおり (全体版) (後払い制度版) 4~5ページ



■ 日本学生支援機構の貸与奨学金 は、借りるものです。

■ 奨学金を借りるのも、返すのも 皆さん自身です。

■ 借り過ぎに注意してください。

2. 奨学金の説明会



適格認定説明会(毎年12月~2月頃)

返還説明会(卒業年度の10月~12月頃)

※実施方法や日時の連絡に注意してください。

3. 連絡が必要なとき





貸与奨学生のしおり (全体版) (後払い制度版)第4章、第5章

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

□改姓・改名	□振込口座の変更
□退学	□貸与月額の変更(増額・減額)
□休学・復学	□利率の算定方法の変更(第二種のみ)
□留学	□返還方式の変更(第一種のみ)
□転学・編入学	□連帯保証人・保証人の変更
	(住所変更等含む)
□学部・学科・コース変更	□機関保証制度への変更(機関保証制度から
	人的保証制度への変更はできません。)

4. 奨学金の返還の流れ





貸与奨学生のしおり (全体版) (後払い制度版)第Ⅲ部 返還

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替(引落し)により行います。

「スカラネット・パーソナル」から、振替用口座 (リレーロ座)の加入手続きを実施



※2026年3月卒業の場合、2026年10月より返還開始

貸与終了の翌月から数えて7か月目の27日から 返還開始

5. 返還が困難となったときの救済制度



奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。



貸与奨学生のしおり (全体版) (後払い制度版)第Ⅲ部 返還

- (1) 在学猶予: 在学している期間、返還する期限を先延ばしにする制度
- (2)減額返還:月々に返還する金額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、 減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度
- (3) 返還期限猶予:返還が困難になったときに、返還する期限を先延ばしにする制度

- (1) 在学猶予は、在籍する学校に相談
- (2) 減額返還や(3) 返還期限猶予は、日本学生支援機構に相談

6. 延滞したとき





貸与奨学生のしおり (全体版) (後払い制度版)第Ⅲ部 返還

- 延滞金の賦課
- 保証機関からの督促(機関保証)
- ■連帯保証人・保証人への督促(人的保証)
- ■個人信用情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き

など

延滞する前に、必ず、日本学生支援機構に相談してください。



スカラネット・パーソナル(スカラPS)とは





貸与奨学生のしおり (全体版) 86~87ページ(後払い制度版)58~59ページ

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。 「奨学金継続願」の提出もスカラPSを通じて行います。









スカラPS

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/





奨学金貸与・返還シミュレーションとは





貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版) 2ページ(全体版) 88ページ

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。

登録の手続きは必要ありません



奨学金貸与・返還シミュレーション

https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/









貸与奨学生のしおり (全体版)20~44ページ(後払い制度版)18~23ページ

あなたと日本学生支援機構との間の 奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、 奨学金の振込みは、止まります!

「返還誓約書」を提出しない場合、 奨学金を借りることはできません。 採用を取り消します。









※授業料後払い制度(大学院修士段階)を利用する方は線色や項目が異なります。

			返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
返		月賦	毎月27日	180	16769	16769	16917
還合	١/٠	返還		口	E.	円	円
日		1	月賦返還選択時の総支払い額(オ	引子込み)			3018568 円
条安		併用	月 賦 分 毎月27日	180 回	8384 F	8384 円	8516 円
件	26	返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 🗉	50355 E	50355 円	50361 円
NOTE OF		2	併用返還選択時の総支払い額(オ	3 3 4 / /			3019908 円

選択された利率の算定方法:利率見直し方式(おおむね5年ごとに見直されます。)

注:利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%(増額貸与部分は、年3.2%)で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和6年11月貸与終了者に実際に適用された利率(年0.800%,増額貸与部分は年1.000%)で計算した場合の返還例(※この利率があなたに適用されるわけではありません)

	返 還 期 日	返還回数 初回割賦	金	割賦金	最終割賦金	金
月賦	毎月27日	180 回 14205	円	14205 円	14320	円
返還	月賦返還選択時の総支払い額	(利子込み)			2557015	円
At H	月 賦 分 毎月27日	180 🗉 7102	円	7102 円	7209	円
併用 返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 🗉 42630	円	42630 円	42660	円
迟逐	併用返還選択時の総支払い額	(利子込み)			2557397	円



1. 返還誓約書の種類

貸与種別と保証制度の組み合わせにより4種類あります。

なお、授業料後払い制度(大学院修士段階)を利用する方は、機関保証に限ります。

ダイジェスト版や奨学生のしおりは機構ホームページに掲載していますので、記入方法を確認してください。

返還誓約書の種類	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	貸与奨学生のしおり	貸与奨学生のしおり 【授業料後払い制度】
第一種奨学金・授業料後払い 制度 機関保証	4~5ページ ※授業料後払い制度12ページ参照	3 2~3 3ページ	18~19ページ
第二種奨学金 機関保証		3 4~3 5ページ	_
第一種奨学金 人的保証	_	36~37ページ	_
第二種奨学金 人的保証	6~7ページ	38~39ページ	



2. 保証制度の種類

①機関保証

一定の保証料を支払うことで、保証機関から保証を受けます。

保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。

保証料を支払っても、あなた自身が奨学金返還の義務(保証料含む)を負います。

人的保証への変更はできません。

②人的保証

連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けます。

事情が変わるなどして、連帯保証人や保証人を選任することができなくなった ときは、すぐに学校に相談してください。



- 「連帯保証人」とは、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- 「保証人」とは、あなたや連帯保証人が返還できなくなったとき、あなたに代わって返還する人です。
- ※保証人には、連帯保証人には認められていない「分別の利益」(保証人の返還すべき金額が、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となること。)のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。



① 連帯保証人の選任条件(人的保証選択者)

原則として父母のどちらか 奨学生が未成年者の場合は親権者(または未成年後見人)

- ◆ 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者(婚約者を含む)は認められません。
- 債務整理中(破産等)の人は認められません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で 60歳未満でなければいけません。



② 保証人の選任条件(人的保証選択者)

- ◆ 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者(婚約者を含む)及び連帯保証人の配偶者(婚約者を含む) は認められません。
- 債務整理中(破産等)の人は認められません。
- 奨学金申込時(予約採用の場合は進学届提出時)に保証人は65歳未満でなければいけません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、保証人はその時点で60 歳未満でなければいけません。



- ③ 連帯保証人・保証人の選任における注意点(人的保証選択者)
 - 4親等以内の親族でない成人を連帯保証人または保証人に選任する場合
 - 保証人に65歳以上の人を選任する場合

その方が I ~Ⅲのいずれかの条件をみたし、

「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出することが必要です。

- I 年間収入・所得で判定
 - ・給与所得者 年間収入320万円以上 【証明書類:源泉徴収票、年金振込通知書 等】
 - ·給与所得者以外 年間所得220万円以上 【証明書類:確定申告書控※、所得証明書】
 - ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、 税務署で受付済であることが確認できるものを添付。
- Ⅱ 資産 (預貯金・不動産評価額 等) で判定

合計額が借用金額(返還誓約書に印字)以上(※保証人は借用金額の2分の1以上)

【証明書類:預貯金残高証明書等、固定資産評価証明書】

※固定資産評価証明書に、登記事項証明書(全部事項証明書)を併せて提出が必要。 ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は、 提出不要。証明書の詳細は、返還保証書を参照。

Ⅲ 上記 I と II の組み合わせで判定

I+(I+16)で算出される金額が(給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上

- ※年金は給与として扱います
- ※給与所得以外の場合で給与所得もあるときの判定基準は年間所得220万円です



3. 返還誓約書に添付する書類

- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与(併用貸与)されている人は、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。
 - ※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書(人的保証の場合)は原本を 2部取得してください。
- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、 それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。
 - ※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書(人的保証の場合)は原本を 2部取得してください。



①機関保証制度を選択した人

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類(1点)

必要書類

保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書【機構・協会用】 ※未成年者は併せて親権者(後見人)同意書【機構・協会用】

保証依頼書の記入の仕方については、以下の資料を参照してください。

	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	貸与奨学生のしおり	貸与奨学生のしおり 【授業料後払い制度】
保証依頼書	9ページ	30~31ページ	16~17ページ



② 人的保証制度を選択した人

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類(4点)

	必要書類
1	連帯保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)
2	連帯保証人の収入に関する証明書類(コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの)
3	保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)
4	奨学生本人の住民票(マイナンバー未提出者のみ・コピー不可)

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※ 海外赴任などで一時的に国外居住となり、印鑑登録証明書や「収入に関する証明書類」が取得できない場合は、奨学金担当窓口に相談してください。



連帯保証人の「収入に関する証明書類(直近の1年間の収入が分かるもの)」は、 「貸与奨学生のしおり」「貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)」を確認し、 次のいずれかを提出してください。(コピー可)

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得または給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得(給与・賃金・役員報酬等)	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外(自営業等)	確定申告書(控) ※e-Tax(電子申請)による受付結果 画面、即時通知等、税務署で受付済 であることが確認できるものを併せ て添付。	税務署
確定申告書(控)の提出ができない場合	納税証明書(その2)	税務署
年金(恩給・老齢年金・遺族年金等)	年金振込通知書 又は 年金額改定通 知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定(変更)通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書、非課税証明書	市区町村の役場



4. 記入時の注意点

> 署名について

- 黒または青のボールペン(消せるボールペン使用不可)で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き(重ね書き)は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

▶ 押印について(連帯保証人・保証人のみ)

- 実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)で押印すること。
- ◆ 朱肉を使用し押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

> 印字内容の訂正について

● 奨学金担当窓口に相談してください。



➤ 正しい押印について

太機郎構	太機郎構	太機大機郎構	太機郎構	太桃郎構	太機郎構
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
0	X	×	X	X	×



> 署名・押印等の訂正方法について

[例]

○連帯保証人・保証人欄



○奨学生本人・親権者・本人以外の連絡先欄

+6½ +# → -	印不要
機構 太郎 <u>奨学 太郎</u>	* * *

- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 印字内容の訂正が必要なときは、所定の用紙を取りに来てください。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は必ず全て訂正してください。
- ※ 連帯保証人・保証人欄は訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

「返還誓約書」提出前のチェックリスト



	・記入漏れはないか 〕 黒又は青のボールペンで記入していますか(消せるボールペン使用不可)	
	」 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか	
	」 めなたが不成年首の場合、祝福首(後先人)主真の省石(されてれの人が省石)はありようが(同一筆励下刊) 」 希望する割賦方法にレ点がありますか ※ 返還誓約書提出後、割賦方法の変更は原則できません。	
	」 布筆する割肌力法にレ無がありよすが、 ※ 医歴書が音旋山後、 割瓶力 広り変更は原則 C さる E // 。 漏れ・印相違はないか	
	帰れていた] [人的保証の場合]連帯保証人・保証人必要な全員の押印はありますか	
	[No shipman with Jens Manny (1974) of the Committee of t	
□ □ =⊤.⊤.⊤		
	方法は適切か 〕 署名に訂正があった場合、二重線で削除した署名の直近の余白に正しい署名はありますか	
		ヒオか
	〕 連帯保証人・保証人の署名を訂正する場合、削除の二重線の上に訂正印としてそれぞれの実印が押印されていま	< 9 /J'
	〕 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか	
	書類はそろっているか。 。「しか欠きの場合と声世欠きたしのに数数名きて思想・収入に関するきで思想をはたりますか。	
] [人的保証の場合]連帯保証人の印鑑登録証明書・収入に関する証明書類はありますか	
] [人的保証の場合]保証人の印鑑登録証明書はありますか	
] [人的保証の場合]印鑑登録証明書に記載の住所と「返還誓約書」連帯保証人・保証人欄の住所は同じですか	
	返還保証書・資産等に関する証明書類はありますか	
	〈注意〉連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書は必ず原本でなければなりません。	
	(江思)	
i		
- 1	コピーでよいのは収入に関する証明書類のみです。	
-	必ず、マイナンバーの記載がないものを添付してください。	
L L	ᄱᄱᇎᇫᇬᄱᇫᇫᄱᄝᅩᇎᄊᅷᆓᅷᄔᆠᅮᇫᆠ	
-	保証の場合 保証依頼書はあるか	
] 保証依頼書の申込日は、「返還誓約書」に印字された日付と同じ日付ですか	
),
	〕 あなた・親権者(後見人)は各自が署名していますか(同一筆跡不可)	

奨学生として採用されたみなさんへ





貸与奨学生のしおり (全体版) (後払い制度版) 4~5ページ

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。 ※振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の提出期限は守ってください。
- 借りすぎに注意してください。
- 休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口に届け出てください。
- 給付奨学金あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整(減額又は増額)されます。⇒「併給調整」

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する貸与型の奨学金です。 卒業後は、あなたが責任をもって返還しなければいけません。

※ただし、返還が困難な人を対象として、救済制度が設けられています(Page.10)。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。